

内共第46号第5種共同漁業権遊漁規則

新井田川漁業協同組合



新井田川漁業協同組合内共第46号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、新井田川漁業協同組合が免許を受けた内共第46号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(こい、うぐい、あゆ、ふな、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場区域内で手釣、竿釣、たも網、徒手採捕の漁具、漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ第7条第1項に規定する遊漁料を納付し承認を受けなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲でなければならぬ。

漁具、漁法	規模
たも網	たも網の口径最長部1m未満、網目1.65cm以上

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
こい	
うぐい	1月1日から12月31日まで
ふな	
あゆ	7月1日から10月31日まで
やまめ	
いわな	4月1日から9月30日まで



(禁止区域及び期間)

第5条 前条の規定による期間内であっても次の表の左欄に掲げる区域においては、右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
世増ダム堰堤上流200m、下流250mの区域	
巻の下頭首工上流60m、下流50m	1月1日から12月31日
長館橋下流端から上流300mの区域	

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	20cm
うぐい	
ふな	
あゆ	15cm
やまめ	
いわな	

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは200円を加算した額とする。

魚種	漁具、漁法	遊漁料
こい、うぐい、	手釣、竿釣	1日 400円
あゆ、やまめ	たも網	1年 3,000円
いわな、ふな	従手採捕	

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣、徒手採捕による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所をする場所において漁場監視員に



納付することができる。

(1)八戸市大字十日市字赤御堂18番地3 新井田川漁業協同組合事務局

(2)組合が指定した発行所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊魚料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます、(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣 竿釣	15,000円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます、(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣 竿釣	8,000円

2 前項の遊魚料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

十和田市元町四丁目1番地15号

青森県内水面漁業協同組合連合会

3 第1項の共通遊漁承認証の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊魚料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを掲示しなければならない。



- 2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は次に掲げる区域内における川底を搅はんしてはならない。
 - (1)世増ダム堰堤上流200m、下流250m
 - (2)巻の下頭首工上流60m、下流50m
 - (3)長館橋下流端から上流300mの区域
- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な支持を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ魚場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻はないものとする。



様式第1号

遊漁承認書証

(表)

遊漁承認証 No _____	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊漁者	(住所)
	(氏名) (年令 才)
承認期間 平成 年 月 日より	
1ヶ年 平成 年 月 日まで	
魚種	
漁具漁法	
遊漁区域 新井田川八戸市の地域内 (長館橋下流端より上流300mの間を除く)	
遊漁料	1年券 円
発行者	新井田川漁業協同組合 印

(裏)

注意事項

- (1) 禁漁区域で遊漁してはならない。
- (2) 漁業組合で出漁する場合遠慮してもらうことがある。
- (3) 遊漁するときは承認証を必ず携帯すること。
- (4) 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
- (5) 遊漁時間は6時より18時までとする。
- (6) 警察官又は漁場監視員が承認証の提示を求めたときは
これに応じなければならない。
- (7) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流
してはならない。



様式第2号

漁場監視員証

(表)

漁場監視員証

No _____

下記の者は当組合員の漁場監視員であることを証明する。

氏名	(年令才)
住所	

有効期限

平成 年 月 日より

平成 年 月 日より

発行者 新井田川漁業協同組合 印

(裏)

注意事項

1. 監視員は法令、規則に基づいて忠実にその職務を遂行するよう努めること。
2. 遊漁者の区域、時間を厳重に守るよう注意すること。
3. 各魚種の繁殖保護に充分留意した行動を忘れないようすること。
4. 法令及び規則等に違反するもので監視員の指示に従わない場合は直ちに組合長又は警察官に連絡すること。

様式第3号



<表>

(全魚種券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名		年令 歳
住所		
全魚種 ●有効期間 平成 年 1月 1日～12月 31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000 円		
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目 1-15 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(渓流魚券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名		年令 歳
住所		
游漁料 ●有効期間 平成 年 1月 1日～12月 31日 ●魚種 游漁料 ●遊漁料 8,000 円		
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目 1-15 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・渓流魚券共通)

県内共通遊漁承認証の概要

	全魚種券	渓流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(高麗のみ)、ウグイ、ニイ、フナ、ウナギ	左記魚種からアユだけが除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と 遊漁期間	1月 1日から 12月 31日までの年券のみ(各組との契約期間は青森県内水面漁業協同組合をまりによる)	
遊漁区域	青森県内の河川(十和田川、大庭川、雄物川、雄物川支流三戸川等)内及び河川内水面(当管内を除く。また、県内水面漁業協同組合外へ各組の遊漁権にて定められた遊漁地は除く。)	
道具・渔法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認証は、遊漁主個別に大会等の本規ルールイベントには適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外は適用できません。また、他人に譲り、譲受することとはできません。
- ・その他、詳しいことは「遊漁手帳」を参照下さい。